

御浜町長 様

申請者 住 所

氏 名

ⓐ

世帯員全員のマイホーム取得支援に関する誓約書

私（私と同じ世帯を構成する者及び同居するその他の者、又は同居しようとする者を含む。）は、御浜町マイホーム取得支援に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定による申請にあたり、以下の事項について誓約します。

1. 今後、12年以上継続して定住（住宅の所在地と住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の所在地が同じであって、御浜町に生活の本拠を有することをいう。）すること。
2. 次の要件をいずれも満たしていること
  - (1) 平成29年1月2日以降に住宅を取得した者（当該住宅を取得した者が死亡した場合にあつては、その死亡の日において、その者と同一世帯を構成していた者）であつて、当該住宅の所有者（共有の場合は、その代表者）であること。
  - (2) 世帯を構成する者及び同居するその他の者（以下「世帯を構成する者等」という。）が、過去にこのポイントの付与又は補助金の交付を受けていないこと。
  - (3) 世帯を構成する者等が、町税を滞納していないこと。
  - (4) ポイントの付与又は補助金の交付を受けようとする者及び現にポイントの付与又は補助金の交付を受けようとする者と同居し、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
3. 申請にかかる住宅は、法その他関係法令に明確な違反がなく、かつ、次のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 1親等以内の親族から購入する住宅
  - (2) 賃貸住宅
  - (3) 別荘等一時的に使用する住宅
  - (4) 同居している者から購入する現に居住している住宅
  - (5) 法人とその法人役員の間で契約により、購入する住宅
4. 補助金の交付対象期間内にポイント又は補助金の申請内容に変更が生じた場合は、要綱第11条第1項の規定により申請内容の変更の申請を行うこと。
5. 要綱第14条第2項の規定により、ポイント又は補助金の返還について通知を受けたときは、既に付与を受けた当該ポイントの付与相当額又は交付を受けた補助金を速やかに返還すること。
6. 町に提出する書類の記載内容に偽りがないこと。
7. この誓約書における誓約が事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議申し立てを行わないこと。

※記入にあたっての注意事項

同じ世帯を構成する者及び同居するその他の者、又は同居しようとする者について、この誓約書の内容に関して必ず同意を得たうえで記入してください。